

健康管理システム（予防接種分野及び成人保健分野）の標準準拠システム移行に係るコンサルティング業務委託受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「健康管理システム（予防接種分野及び成人保健分野）の標準準拠システム移行に係るコンサルティング業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準および業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- （1）当該事業の業務概要・基本計画等
- （2）プロポーザルの参加に係る手続き
- （3）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- （4）評価委員会及び評価に関する事項
- （5）その他必要と認める事項

（提案資格）

第3条 提案資格者の条件は、次のとおりとする。

- （1）横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- （2）令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、「316：コンピュータ業務」又は「320：各種調査企画」の登録が認められている者であること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日前に登録が完了する場合はこの限りではない。
- （3）プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- （4）「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく政令により、標準化の対象と位置付けられた20業務（※）のいずれかについて、都道府県又は政令指定都市の業務システムの調達支援、プロジェクト管理、開発・保守・運用に係る支援等の委託業務を実施した実績があること。

※20業務：住民記録、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、選挙人名簿管理、国民健康保険、介護保険、障害者福祉、児童扶養手当、生活保護、後期高齢者医療、国民年金、健康管理、就学、児童手当、子ども・子育て支援、戸籍、戸籍附票、印

鑑登録

- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。

（提案書の内容）

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第 5 条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施体制
 - (2) 業務実績
 - (3) 業務実施手法の精度・具体性
 - (4) ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組
 - (5) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果をもとに、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）

第 6 条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりにする。
- 委員長 医療局副局長
- 副委員長 医療局総務課長
- 委員 医療局医療政策課医療データ活用推進担当課長

委員 医療局健康安全課担当課長

委員 デジタル統括本部住民情報基盤課長

委員 デジタル統括本部住民情報基盤課担当係長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 欠席した評価委員の点は無効とする。
- 6 委員長は、評価結果を医療局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和6年1月23日から施行する。